

4 人に対して発がん性がある物質の排出・移動状況

化管法で定められている人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質 12 物質のうち、本県では9物質について、届出及び届出外の推計が出されました。

本県で届出または推計が出された特定第一種指定化学物質の過去5年間の全排出量は、表4のとおりです。

表4 特定第一種指定化学物質の全排出量

(トン/年(ダイオキシン類はグラム/年))

物質名	H17			H16	H15	H14	H13
	届出	届出外	全排出量	全排出量	全排出量	全排出量	全排出量
石綿	0	0.065	0.065	0.066	0.11	1.2	0.027
エチレンオキシド	6.3	9.5	16	17	23	40	85
カドミウム及びその化合物	0.074	0.006	0.080	0.12	0.10	0.54	0.046
六価クロム化合物	0.54	3.1	3.6	3.6	1.5	1.1	1.4
クロロエチレン	28	—	28	23	17	39	48
ダイオキシン類	14	5.1	19	13	21	43	73
ニッケル化合物	37	5.8	43	79	55	55	98
砒素及びその無機化合物	0.10	0.023	0.13	0.14	0.085	0.25	1.8
ベリリウム及びその化合物	—	—	—	0.013	0.013	0.005	0.006
ベンジリジン=トリクロリド	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	65	650	715	744	714	823	590
メキサレン	—	—	—	—	—	—	—
合計	137	669	806	867	811	960	824

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の排出先割合は、図4のとおりです。

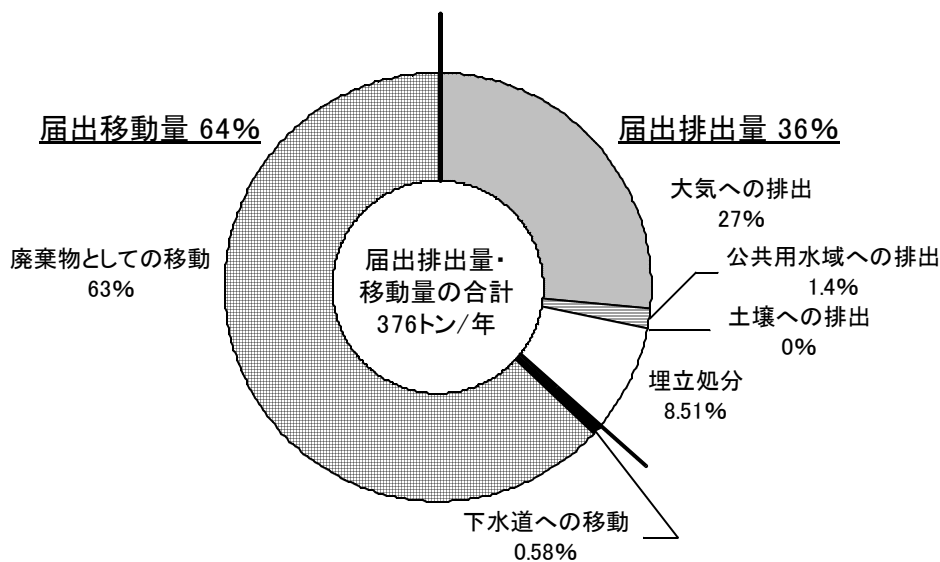


図4 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量